

| 定期報告関係通達（技術的助言）及び事務連絡  | 告示・文書年月日    | 文書番号     |        | a     | b      |
|--|-------------|----------|--------|-------|--------|
| 1 建築基準法第12条第1項及び第2項に規定する特殊建築物の定期調査報告及び昇降機その他の建築設備の定期検査報告の的確な運用について           | 平成10年11月16日 | 建設省住指発   | 第596号  | p 605 | 3.5-2  |
| 2 定期報告制度の運用に係る留意事項について（技術的助言）  | 平成15年7月9日   | 国土交通省国住指 | 第1184号 | p 605 | 3.5-3  |
| 3 建築基準法施行規則の一部改正等の施行について（技術的助言）  | 平成20年4月1日   | 国住指      | 第2号    | p 608 |        |
| 4 エレベーターの安全に係る技術基準の見直し等について（技術的助言）   | 平成24年6月15日  | 国住指      | 第992号  | p 610 | 3.3-7  |
| 5 昇降機等定期検査に係る技術基準の見直しについて（技術的助言）   | 平成25年3月26日  | 国住指      | 第4518号 | p 613 | 3.5-5  |
| 6 戸開走行保護装置の部品交換時の手続きについて   | 平成28年4月21日  | 事務連絡     |        | p 615 |        |
| 7 建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）   | 平成28年6月1日   | 国住指      | 第599号  | p 616 |        |
| 8 建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）（抄）  | 平成28年6月1日   | 国住指      | 第669号  | p 617 | 3.5-7  |
| 9 昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件等の改正について（技術的助言） | 平成28年11月1日  | 国住指      | 第2606号 | p 620 | 3.5-11 |
| 10 ブランジャーストロークを測定しなければならないエレベーターの判定について                                      | 平成28年11月1日  | 事務連絡     |        | p 622 |        |

| 不具合情報に関する通知及び事務連絡  | 告示・文書年月日    | 文書番号    |       | a     | b |
|--|-------------|---------|-------|-------|---|
| 1 建築物、遊戯施設等の安全確保対策について   | 平成20年4月11日  | 国住指     | 第192号 | p 625 |   |
| 2 昇降機、遊戯施設に係る事故防止のための対応の運用について   | 平成24年3月6日   | 国住昇     | 第19号  | p 627 |   |
| 3 建築物等における不具合情報の取扱いについて  | 平成24年8月31日  | 事務連絡    |       | p 628 |   |
| 4 遊戯施設における不具合情報の取扱いについて  | 平成24年9月10日  | 事務連絡    |       | p 629 |   |
| 5 エレベーターにおけるブレーキ等の安全確保及び事故情報の速やかな報告について  | 平成28年11月21日 | 国住昇     | 第28号  | p 630 |   |
| 6 遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第284号）（抄）の一 | 平成29年2月13日  | 国土交通省告示 | 第98号  | p 631 |   |

| 国土交通省告示の解説  | 告示・文書年月日   | 文書番号          |        | a | b                |
|---|------------|---------------|--------|---|------------------|
| 1 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件   | 平成12年5月31日 | 平成12年 建設省告示   | 第1413号 |   | 1.3-1            |
| 2 エレベーター強度検証法の対象となるエレベーター、エレベーター強度検証法及び屋外に設けるエレベーターに関する構造計算の基準を定める件                 | 平成12年5月31日 | 平成12年 建設省告示   | 第1414号 |   | 1.3-32           |
| 3 用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件   | 平成12年5月31日 | 平成12年 建設省告示   | 第1415号 |   | 1.3-47           |
| 4 防火上支障のないエレベーターのかご及び昇降路並びに小荷物専用昇降機の昇降路を定める件  | 平成12年5月31日 | 平成12年 建設省告示   | 第1416号 |   | 1.3-51           |
| 5 通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件    | 平成12年5月31日 | 平成12年 建設省告示   | 第1417号 |   | 1.3-52           |
| 6 エスカレーター強度検証法の対象となるエスカレーター及びエスカレーターの強度検証法を定める件                                     | 平成12年5月31日 | 平成12年 建設省告示   | 第1418号 |   | 1.3-56           |
| 7 エレベーターの制動装置の構造方法を定める件   | 平成12年5月31日 | 平成12年 建設省告示   | 第1423号 |   | 1.3-59           |
| 8 エスカレーターの制動装置の構造方法を定める件  | 平成12年5月31日 | 平成12年 建設省告示   | 第1424号 |   | 1.3-75           |
| 9 非常用エレベーターの機能を確保するために必要な構造方法を定める件  | 平成12年5月31日 | 平成12年 建設省告示   | 第1428号 |   | 1.3-76           |
| 10 エレベーターの制御器の構造方法を定める件   | 平成12年5月31日 | 平成12年 建設省告示   | 第1429号 |   | 1.3-76           |
| 11 煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件 | 平成12年5月31日 | 平成12年 建設省告示   | 第1449号 |   | 1.3-79<br>3.3-12 |
| 12 旧法に基づく告示の廃止を公示する告示   | 平成12年7月5日  | 平成12年 建設省告示   | 第1597号 |   | 1.3-80           |
| 13 小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準を定める件                     | 平成20年12月9日 | 平成20年 国土交通省告示 | 第1446号 |   | 1.3-81           |
| 14 昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準を定める件                                  | 平成20年12月9日 | 平成20年 国土交通省告示 | 第1447号 |   | 1.3-85           |

|  |             |                      |  |         |
|--|-------------|----------------------|--|---------|
| 15 昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件   | 平成20年12月10日 | 平成20年 国土交通省告示 第1454号 |  | 1.3-87  |
| 16 かご内の人又は物による衝撃に対して安全なかごの各部の構造方法及びかご内の人又は物がかご外の物に触れるおそれのないかごの壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件   | 平成20年12月10日 | 平成20年 国土交通省告示 第1455号 |  | 1.3-94  |
| 17 滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を定める件   | 平成20年12月19日 | 平成20年 国土交通省告示 第1494号 |  | 1.3-102 |
| 18 建築基準法施行令第129条の7第五号イ(2)の国土交通大臣が定める措置を定める件  | 平成20年12月19日 | 平成20年 国土交通省告示 第1495号 |  | 1.3-103 |
| 19 滑車を使用してかごを吊るエレベーターが地震その他の震動によって索が滑車から外れるおそれがない構造方法を定める件   | 平成20年12月22日 | 平成20年 国土交通省告示 第1498号 |  | 1.3-105 |
| 20 地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度並びに当該加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人やこれらを開くことができることとする装置の構造方法を定める件 | 平成20年12月26日 | 平成20年 国土交通省告示 第1536号 |  | 1.3-107 |
| 21 滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を定める件   | 平成21年5月14日  | 平成21年 国土交通省告示 第541号  |  | 1.3-111 |
| 22 エレベーターの駆動装置及び制御器が地震その他の震動によって転倒し又は移動するおそれがない方法を定める件   | 平成21年7月6日   | 平成21年 国土交通省告示 第703号  |  | 1.3-112 |
| 23 地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件   | 平成25年10月29日 | 平成25年 国土交通省告示 第1046号 |  | 1.3-116 |
| 24 エレベーターの地震その他の震動に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件  | 平成25年10月29日 | 平成25年 国土交通省告示 第1047号 |  | 1.3-127 |
| 25 地震その他の震動によってエレベーターの釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法を定める件  | 平成25年10月29日 | 平成25年 国土交通省告示 第1048号 |  | 1.3-131 |
| 26 乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの昇降路について安全上支障がない構造方法を定める件   | 平成25年10月29日 | 平成25年 国土交通省告示 第1050号 |  | 1.3-134 |
| 27 乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの制御器について安全上支障がない構造方法を定める件   | 平成25年10月29日 | 平成25年 国土交通省告示 第1051号 |  | 1.3-135 |
| 28 乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの安全装置について安全上支障がない構造方法を定める件  | 平成25年10月29日 | 平成25年 国土交通省告示 第1052号 |  | 1.3-136 |

| 構造基準等に関する国土交通省告示・通達  | 告示・文書年月日    | 文書番号          | a | b              |
|--|-------------|---------------|---|----------------|
| 1 非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける外気に向かって開けることのできる窓及び排煙設備の基準を定める件   | 昭和45年12月28日 | 建設省告示 第1833号  |   | 3.3-1          |
| 2 非常用エレベーターのかご及び出入り口の寸法並びにかごの積載荷重の数値を定める日本工業規格を指定する件   | 昭和46年1月29日  | 建設省告示 第112号   |   | 3.3-1          |
| 3 建築基準法施行令第88条第1、第2項及び第4項の規定に基づき、Zの数値、Rt及びAiを算出する方法並びに地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する基準(抄)                | 昭和55年11月27日 | 建設省告示 第1793号  |   | 3.3-1          |
| 4 エレベーターの昇降路の戸等については建築基準法施行令第110条第4項及び第112条第14項の規定によるものと同様以上の効力があると認める件(平成14年5月31日をもって失効したため、条文削除) | 昭和56年6月1日   | 建設省告示 第1111号  |   | 3.3-2          |
| 5 建築基準法施行令第136条の2の9第一号ロ等の国土交通大臣の指定する構造方法を定める件  | 平成12年5月31日  | 建設省告示 第1467号  |   | 3.3-2          |
| 6 昇降機の昇降路内に設けることができる配管設備の構造方法を定める件   | 平成17年6月1日   | 国土交通省告示 第570号 |   | 3.3-3          |
| 7 確認等を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない小荷物専用昇降機を定める件  | 平成28年1月21日  | 国土交通省告示 第239号 |   | 3.3-3<br>3.5-2 |
| 8 特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件   | 平成28年4月22日  | 国土交通省告示 第696号 |   | 3.3-3          |
| 9 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの構造方法を定める件   | 平成28年4月22日  | 国土交通省告示 第697号 |   | 3.3-5          |
| 10 戸開走行保護装置等の設置の促進について   | 平成24年4月27日  | 国住指 第291号     |   | 3.3-6          |
| 11 エスカレーターの脱落防止等に係る技術基準の見直し等について(技術的助言)  | 平成26年3月31日  | 国住指 第4444号    |   | 3.3-9          |
| 12 地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件等の改正について(技術的助言)  | 平成28年8月3日   | 国住指 第1495号    |   | 3.3-11         |

|  |             |         |        |  |        |
|--|-------------|---------|--------|--|--------|
| 13 安全上又は防火上需要である建築物の部分等を定める件（抄）  | 平成12年5月31日  | 建設省告示   | 第1444号 |  | 3.3-13 |
| 14 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（抄）                                    | 平成12年5月31日  | 建設省告示   | 第1446号 |  | 3.3-13 |
| 15 鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件（抄）  | 平成12年12月26日 | 建設省告示   | 第2464号 |  | 3.3-16 |
| 16 特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（抄）   | 平成13年6月12日  | 国土交通省告示 | 第1024号 |  | 3.3-19 |
| 17 建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターのかごの落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件 | 平成17年6月1日   | 国土交通省告示 | 第566号  |  | 3.3-22 |
| 18 防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（抄）  | 昭和48年12月28日 | 建設省告示   | 第2563号 |  | 3.3-24 |
| 19 防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を定める件（抄）   | 昭和48年12月28日 | 建設省告示   | 第2564号 |  | 3.3-27 |
| 20 耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造、方法を定める件   | 昭和62年11月10日 | 建設省告示   | 第1900号 |  | 3.3-27 |
| 21 準耐火構造の壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める件  | 平成5年6月22日   | 建設省告示   | 第1426号 |  | 3.3-28 |
| 22 防火設備の構造方法を定める件  | 平成12年5月24日  | 建設省告示   | 第1360号 |  | 3.3-28 |
| 23 防火地域又は準防火地域内にある建築物の外壁の開口部の延焼のおそれのある部分に設ける防火設備の構造方法を定める件   | 平成12年5月25日  | 建設省告示   | 第1366号 |  | 3.3-28 |
| 24 特定防火設備の構造方法を定める件  | 平成12年5月25日  | 建設省告示   | 第1369号 |  | 3.3-29 |
| 25 不燃材料を定める件   | 平成12年5月30日  | 建設省告示   | 第1400号 |  | 3.3-29 |
| 26 準不燃材料を定める件  | 平成12年5月30日  | 建設省告示   | 第1401号 |  | 3.3-30 |
| 27 難燃材料を定める件   | 平成12年5月30日  | 建設省告示   | 第1402号 |  | 3.3-30 |
| 28 火災の発生のおそれの少ない室を定める件   | 平成12年5月31日  | 建設省告示   | 第1440号 |  | 3.3-30 |
| 29 床面積の算定方法について（抄）   | 昭和61年4月30日  | 建設省住指発  | 第115号  |  | 3.3-31 |
| 30 全体計画認定に係るガイドライン   | 平成17年6月1日   | 国土交通省住指 | 第667号  |  | 3.3-31 |

| 定期検査報告に関する国土交通省告示・通達   | 告示・文書年月日   | 文書番号    |       | a | b     |
|--|------------|---------|-------|---|-------|
| 1 建築基準法施行規則第4条の20第1項、第4項及び第7項の規定に基づき国土交通大臣が定める要件               | 平成13年3月29日 | 国土交通省告示 | 第356号 |   | 3.5-1 |
| 2 昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件 | 平成20年3月10日 | 国土交通省告示 | 第283号 |   | 3.5-1 |
| 3 定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件              | 平成28年1月21日 | 国土交通省告示 | 第240号 |   | 3.5-2 |